第20回　気仙沼市農業委員会総会議事録

1　会議の日時　　令和５年１月25日（水）午後１時57分から２時47分

2　会議の場所　　気仙沼市役所 ワン・テン庁舎 大ホール

3　出席農業委員（12名）

１番　鈴木敏榮	２番　熊谷活男	３番　尾形　稔
４番　中村義之	５番　三浦　茂	６番　髙橋利夫
７番　熊谷まゆみ（欠）	８番　金野政義	９番　齋藤憲一
10番　三浦悦子	11番　横山久一	12番　吉田和広（欠）
13番　畠山盛信	14番　吉田幸志	

4　出席農地利用最適化推進委員（13名）

15番　松　敏明	16番　村上正博	17番　千葉清幸
18番　白幡高二	19番　千葉三幸	20番　佐藤信行
21番　藤田隆一	22番　佐藤良人	23番　及川　衛
24番　畠山義朗	25番　三浦光雄	26番　佐藤俊夫
27番　小野寺隆一		

5　欠席農業委員

７番　熊谷まゆみ　　12番　吉田和広

6　欠席農地利用最適化推進委員

なし

7　遅参農業委員・農地利用最適化推進委員

なし

8　議事日程

第１　議事録署名委員の指名
第２　議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
第３　議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
第４　議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
第５　議案第４号　非農地証明願について
第６　議案第５号　農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について
第７　その他

9　農業委員会事務局職員

事務局長	小山克志
次長	及川　智
主幹兼主任	鈴木しずか
主幹	村上　将
主事	遠藤雄子
主事	有田久美
主事	千葉美紗都

10　会議の概要

午後１時 57 分　開会

議　　長	ただいまの出席委員は，12 人であります。 定足数に達しておりますので，第 20 回気仙沼市農業委員会総会を開会いたします。 また，本日は，農業委員会規則第 20 条の規定により，農地利用最適化推進委員に出席をいただいております。 ただちに，本日の会議を開きます。 本日の日程は，お手元に配付いたしました議事日程に記載のとおりであります。 本日の欠席委員は，７番熊谷まゆみ君，12 番吉田和広君の２人であります。
議　　長	これより議事に入ります。 日程第１，「議事録署名委員の指名」を行います。 農業委員会規則第 28 条第２項に規定する議事録署名委員ですが，議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 それでは，議事録署名委員に，１番鈴木敏榮君と２番熊谷活男君を指名いたします。
議　　長	次に，日程第２，議案第１号「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書２ページをお開き願います。併せて３条調書を御用意ください。受付番号１番，本吉町蔵内。議案関係図面は１ページになります。土地の表示，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。譲受人の経営面積は 2,029 ㎡。労働力は２人。従事日数は 180 日。農機具等は耕耘機１台，管理機１台を所有しています。贈与により譲り受け，耕作するものでございます。 受付番号２番，角地。議案関係図面は７ページになります。譲受人の経営面積は 12,908 ㎡。労働力は１人。従事日数は 180 日。農機具等はトラクター１台，耕耘機１台，田植機１台，運搬機１台を所有しています。売買により譲り受け，耕作するものでございます。 議案第１号は，別添調査書にあるとおり農地法第３条第２項には該当しないため，許可要件のすべてを満たすと考えられますが，御審議をお願いいたします。 以上で議案第１号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 発言の際には，議長の許可を得てから議席番号を述べ，御発言願います。 受付番号１番はいかがですか。23 番及川委員。
23 番及川委員	23 番及川です。この３条については，親子関係の生前贈与ということでありまして，先日，金野委員さんと現地を確認して来ましたが，異議ないということでございます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は，引き続き，譲り受けて耕作するということで，許可相当と思われます。以上です。

議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。２つの案件とも，譲り受け後も，引き続き，耕作するということで，許可相当と思われます。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第１号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第１号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可書をそれぞれ交付することにいたします。
議　　長	次に，日程第３，議案第２号「農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書４ページをお開き願います。受付番号１番，川原崎。議案関係図面は 10 ページになります。申請者，土地の地番，地目，地積については，議案書記載のとおりであり，受付番号２番以降は省略して説明します。都市計画区域内。第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外の農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は位置指定道路建設でございます。自宅敷地に車庫を建設するために，建築基準法の位置指定道路の許可を得る必要があるためです。 受付番号２番，四反田。議案関係図面は 14 ページになります。都市計画区域内。第一種住居地域。農業振興地域外の農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は宅地拡張及び物置建設でございます。自宅敷地を拡張し，物置を建設するためでございます。 以上，受付番号１番と２番の２件について御審議をお願いします。 以上で議案第２号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。22 日に４人で確認して来ました。申請地は狭小な申請で，周りの農地へ与える影響はないものと考えられます。許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は，宅地の拡張と物置を建設するという申請なのですけども，すでに砕石が敷かれていて，もう利用されておりました。顛末書がありますので，許

	可相当と思われます。
議　　長	受付番号１番と２番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。２件の案件とも，許可相当と思われますので，よろしくお願いいたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第２号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第２号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第４，議案第３号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	(議案朗読)
及川次長	(議案説明) 議案書６ページをお開き願います。受付番号１番，本吉町津谷新明戸。議案関係図面は 17 ページになります。土地の地番，地目，譲渡人・譲受人等は議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については，省略して説明します。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は一般住宅建築でございます。居宅２階建１棟 122.25 ㎡。駐車場３台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 受付番号２番，本吉町泉沢。議案関係図面は 24 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は丸太の仮置き場及びトラック通路でございます。丸太仮置き場 56 ㎡及びトラック通路でございます。一時転用で顛末書の提出があります。 受付番号３番，南郷。議案関係図面は 29 ページになります。都市計画区域内の第二種住居専用地域。農業振興地域外の農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は駐車場建設でございます。駐車場 17 台分で，従業員及び来客用の駐車場を建設するためです。 受付番号４番，岩月千岩田。議案関係図面は 32 ページになります。都市計画区域内。第一種住居地域。農業振興地域外の農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は駐車場及び漁業用資材置場の設置でございます。駐車場３台分，漁業用資材置場 71.5 ㎡であります。 受付番号５番，本吉町宮内。議案関係図面は 35 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。第２種農地と見ております。目的は太陽光発電敷地でございます。太陽光パネル 180 枚です。 受付番号６番，赤岩杉ノ沢。議案関係図面は 38 ページになります。都市計画区域内の第一種住居地域。農業振興地域外の農用地区域外。第３種農地と見ております。

	目的は店舗及び駐車場敷地でございます。店舗１階建１棟 66.24 ㎡。駐車場 10 台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 　受付番号７番，浪板。議案関係図面は 42 ページになります。都市計画区域内。用途なし地域。農業振興地域外の農用地区域外。第３種農地と見ております。目的はコンビニエンスストア店舗１階建１棟 221.56 ㎡。駐車場 25 台分。排水は合併処理後，既存側溝へ放流します。 　受付番号８番，九条。議案関係図面は 48 ページになります。都市計画区域内。第一種中高層住居専用地域。農業振興地域外の農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は宅地拡張でございます。宅地拡張 13 ㎡です。 　受付番号９番，本吉町津谷長根。議案関係図面は 51 ページになります。都市計画区域外。農業振興地域内の農用地区域外。第３種農地と見ております。目的は太陽光発電敷地の建設でございます。太陽光パネル 158 枚です。 　以上，受付番号１番から９番の９件について御審議をお願いします。 　以上で議案第３号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 　受付番号１番はいかがですか。24 番畠山委員。
24 番畠山委員	24 番畠山です。場所は，宅地に挟まれた土地であって，農地へ与える影響はないと思われますので，よろしくお願いします。
議　　長	受付番号２番はいかがですか。23 番及川委員。
23 番及川委員	23 番及川です。先日，日曜日に金野委員さんと現地を確認してまいりました。今回，丸太の仮置き場ということで，一時転用であります。周りの農地に影響を及ぼすこともないので，異議ございません。
議　　長	受付番号３番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は，綺麗に耕作されておりましたけれども，ここに駐車場を建設するということで，周囲の農地に影響はございませんので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号４番はいかがですか。22 番佐藤委員。
22 番佐藤委員	22 番佐藤です。先日の日曜日に，面瀬の委員さんと階上の委員さんで確認してまいりました。不整形な土地で，傾斜地で，梅の木が植わらってありました。残す農地かというと，そうではなく，許可相当と見てまいりましたので，よろしくお願いいたします。
議　　長	受付番号５番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。申請地の方の転用目的としては，太陽光発電ということなのですけれど，面積もごく普通でありますし，周りの農地へ与える影響も少ないと考え，許可相当と思います。以上です。
議　　長	受付番号６番はいかがですか。９番齋藤委員。
９番齋藤委員	９番齋藤です。先ほど事務局から説明がありましたとおりでございます。現在，河川の復旧工事の資材とか残土等がありますけど。１月末で終了となっていますけど，現在の状態で，本当に１月末までに終わるかどうかは分かりませんけど，周辺に耕作している農地もありませんので，何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。

議　　長	受付番号７番は，私の担当であります。当該農地は，気仙沼鹿折インターから300ｍ以内にあります。都市計画区域内で第３種農地であります。周辺の農地に及ぼす影響はないということで，許可相当と思われます。
議　　長	受付番号８番はいかがですか。２番熊谷委員。
２番熊谷委員	２番熊谷です。申請地は，８月に第５条の許可申請がありまして，住宅建設の許可を受けた箇所の隣接地で，通路みたいな幅の狭い土地でございましたが，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	受付番号９番はいかがですか。10番三浦委員。
10番三浦委員	10番三浦です。担当委員４人で見てまいりました。事務局の説明にもありましたように，何の問題もないというように見てまいりましたので，よろしく御審議お願いします。以上です。
議　　長	受付番号１番から９番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も担当委員の調査によりまして，許可要件を満たしているということで，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。受付番号２番の案件ですけれども，顛末書が出ている経過です。たぶん，ここの利用状況調査の時に，顛末書に書いてある内容であれば，畑として利用しないということは，もう既に事務局の方に報告が行っているかと思うのですね。そうすると事前に何らかの報告があった場合，それが違反転用等については事務局の方へ行っている。それが速やかに行われたかどうかが，まず１点。それから，ここが一時転用で木材の仮置き場で使われるわけですね。ここが畑に使えない状態だという違反転用だと，次に利用する譲受人の後，また農地として復旧するわけでしょうか。そうすると，どういう状況か私は分からないのですが，砂利が敷いていて，とても畑にはならないよという状態だと，かなり大変なわけですけれども。その辺の経過を教えてください。
議　　長	はい，事務局，説明をお願いします。
村 上 主 幹	はい，髙橋委員さんの御質問にお答えしたいと思います。実際，髙橋委員さんがおっしゃられたとおり，そこの現場の方は，現状で砂利が敷かれた状態で，確かに違反転用な状態であるという部分，事務局の方でも確認はしております。それが本筋論で言えば，当然その砂利というのを，現状，畑の部分に戻した後に，貸すとか貸さないとかという転用の部分の，この総会の審議にかかるのが本筋論であるという部分も，事務局の方では重々承知はしております。ただ，譲受人の現場の方も動いているような状況の部分も，それは県との立ち合いの中でも，そういった部分も理解はしてもらっているのですが，ただ最終的に，やはり譲受人がやったわけではないのだけれども，最終的な現場を一時転用で借りた部分の返した後というような部分の条件として，必ず農地として返していただくというようなことがないと，当然，許可はできないという部分で，県の方からも指導は受けておりましたので，まずもって顛末書の部分で申請人の方からは，こういった事情があって，そのまま砂利を敷いたままにしてしまったというようなお話があったことと，あと今回の一時転用にあたっては最終的には借りた状態に返すということですけれども，現在，貸す前が，砂利が敷かれている状態で，よろしくない状態なので，これは覆土していただいて畑として戻していただくと

	いうようなことで，許可処分の部分で進めていくというようなことで，県と農業委員会事務局の方では話しをさせていただいておりました。以上です。
議　　長	はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	ちょっと，数字的な確認です。申請人は 667 ㎡全部借りるのですか。
議　　長	はい，事務局。
村 上 主 幹	面積は 667 ㎡ありますが，実際に砂利が敷かれている部分というのは，道路の際の部分でございます。車両の出入りの部分で，面積のすべてということではなくて，道路際の一部に，ちょっと砂利が敷かれているというような状態です。ただ，それであったとしても畑に砂利が敷かれているのは，かんばしくないというような部分で，県の方から指導を受けておりましたので，本来であれば，やっぱり畑に戻して，そこから転用の許可申請を出して，この総会に諮るのが本来の手順なのですが，今回そういった顛末書を土地の所有者の方からいただいて事情を伺った部分と，あと借りる方からは覆土していただくことを前提として，今回の総会の審議に諮るというようなことをお話しさせていただいております。以上です。
議　　長	はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	内容は分かりました。現状を見ている委員さんは，よく分かることだと思いますけれども，この案件は，さっきも言いましたように，１番最初の原因のところから。後から借りた譲受人が，あとの尻拭いで余計な事まで，やらなきゃならないという非常に負担が多くなりますよね。ちょっと可哀そうなのです。そのへん辺りが地域の農業委員さんの臨機応変な判断とか，色々な事が必要になってくるのではないかと思います。その辺をよろしくお願いします。以上です。答えはよろしいです。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第３号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第３号は原案のとおり決定いたしました。 本件については，許可相当の意見を付して，県知事へ送付することにいたします。
議　　長	次に，日程第５，議案第４号「非農地証明願について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴 木 主 任	（議案朗読）
及 川 次 長	（議案説明） 議案書８ページをお開き願います。受付番号１番，横沼。議案関係図面は 57 ページになります。土地の地番，地目，地積等は議案書記載のとおりであります。農地以外に供された事由は，平成年月日不詳から耕作放棄をしていたため，現在農耕に適さない土地となりました。現状は原野であります。 以上，受付番号１番の１件について，農地への復元性はないと判断いたしました。

	以上で議案第４号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。
議　　長	受付番号１番はいかがですか。18 番白幡委員。
18 番白幡委員	18 番白幡です。今回の申請地は，長年，農地としては利用されておらず，一部，草木も生い茂った状態になっておりまして，今後，農地としての復元性は難しいと思われますので，今回の申請よろしくお願いします。以上です。
議　　長	受付番号１番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。地区担当委員の調査によりまして，申請地は農地への復元性がないということですので，許可相当と思われます。以上です。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。
全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは，採決いたします。 議案第４号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	（「異議なし」の声）
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第４号は，原案のとおり決定いたしました。 本件については，願い出のとおり証明することにいたします。
議　　長	次に，日程第６，議案第５号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第１項の規定による農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。 事務局から，議案の朗読と内容の説明をお願いします。
鈴木主任	（議案朗読）
及川次長	（議案説明） 議案書 10 ページをお開き願います。受付番号１番，百目木。議案関係図面は 62 ページになります。申請地の地番，地目，地積，契約内容等については，議案書記載のとおりであり，以後，受付番号２番以降については省略して説明します。利用権設定期間は，公告日の翌日から３年間です。賃借人の経営面積は 17,103 ㎡。年間従事日数は 150 日。ハーベスター，運搬車，バインダーを各１台，所有しています。 受付番号２番から６番までは，５件すべてが，宮城県農地中間管理機構の設定案件で，すべてが本吉町津谷桜子地内の田で，賃借人は同一の方となります。借受期間は 10 年です。 受付番号２番は，議案関係図面 64 ページになります。 受付番号３番は，議案関係図面 66 ページになります。 受付番号４番は，議案関係図面 68 ページになります。 受付番号５番は，議案関係図面 70 ページになります。 受付番号６番は，議案関係図面 72 ページになります。 以上，農用地利用集積計画案の決定について，御審議をお願いいたします。

	以上で議案第５号の説明を終わります。
議　　長	ただいまの説明に関連して，それぞれの地区担当委員から，現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。 受付番号１番はいかがですか。14 番吉田委員。
14 番吉田委員	14 番吉田です。22 日に委員４人で確認して来ました。今回ここ申請に出ていますけど，去年まで，ずっと耕作している案件で，今回，期限が切れて申請したものと思われます。今までどおりでありますので，問題ないと思います。以上です。
議　　長	受付番号２番から６番はいかがですか。４番中村委員。
４番中村委員	４番中村です。津谷地区の分は５件。農地中間管理機構を通しての貸し借りということなのですけども，現地の方は立派に農地として使われておりますので，問題なく許可相当と思います。
議　　長	受付番号１番から６番について，農地検討委員長，農地検討委員会の結果の報告をお願いします。
農地検討委員長	２番熊谷です。何れの案件も集積して耕作するということで，許可要件を満たしているということでございます。よろしくお願いいたします。
議　　長	これより質疑に入ります。 質疑はありませんか。 はい，６番髙橋委員。
６番髙橋委員	６番髙橋です。図面なのですけども，申請地の他にも黒く塗った場所があるのですけど，ちょっと確認して下さい。
議　　長	はい，事務局，お願いします。
及 川 次 長	元々の図面に色がついているためです。
議　　長	６番髙橋委員，よろしいですか。
６番髙橋委員	はい。
議　　長	他にありませんか。
全　委　員	(「なし」の声)
議　　長	質疑なしと認めます。 以上で，質疑を終結いたします。 それでは採決いたします。 議案第５号について，原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
全　委　員	(「異議なし」の声)
議　　長	御異議なしと認めます。 よって，議案第５号は原案のとおり決定いたしました。
議　　長	次に，日程第７，「その他」に入ります。 委員から，特に御発言があればお願いをいたします。 どなたか，ありませんか。

全　委　員	（「なし」の声）
議　　長	発言はないようですので，その他の件を終わります。
議　　長	これにて，本日の会議に付された議案の審議は，すべて終了いたしました。 以上をもちまして，第20回気仙沼市農業委員会総会を閉会いたします。 大変お疲れ様でした。 （終了時間）　午後２時47分 令和５年１月27日 気仙沼市農業委員会